

防災について

○避難行動要支援者への取組

高知市では、災害時に自ら避難することが困難であり、避難に際し支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、ご本人の同意を得て地域の避難支援等関係者に名簿を提供することで、日頃からの見守りや個人ごとの避難支援に係る計画(個別避難計画)の作成など、災害時の避難支援につなげる取組を行っています。

問い合わせ先

地域防災推進課

☎ 823-9040

対象（名簿掲載の対象者）

- 要介護認定3～5を受けている方
- 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する方
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 日常生活で部分介助・全面介助を要する在宅難病患者
- 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する方

※ただし、生活の基盤が自宅にない方、または自力で避難することが可能である旨を申し出た方は、名簿に掲載されません。

名簿提供先（地域の避難支援等関係者）

- ・地区民生委員児童委員協議会
- ・高知市社会福祉協議会
- ・地区社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・町内会（自治会・自治公民館等を含む）
- ・高知市消防局、高知市消防団、高知県警察
- ・その他市長が認めた団体

災害時には公的機関が様々な支援活動を行いますが、災害の規模が大きいと緊急の支援が難しくなります。そのような場合に、地域の方同士で協力し、助け合うことが、避難行動要支援者の皆様の生命・身体を守ることにつながります。そのための準備として、平常時から互いに顔の見える関係を作っていく必要があります。

新たに避難行動要支援者名簿の掲載対象となった方には、市から同意確認書を送付しますので、ご返送いただきますようお願いします。以前からの対象者には、市からあらかじめ文書を送付していますが、それ以外で特に支援が必要な方は、申し出により名簿登録ができますのでお問い合わせください。

○家具等転倒防止対策支援事業について

家具等の転倒防止器具の見積りと準備、取り付け等を市委託の事業者が無料で代行します。ただし、器具購入代金については申請者負担となります。

受付期間等、実施状況については、お問い合わせください。

地域防災推進課

☎ 823-9040